

～ 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

全基地撤去 憲法前文と9条を厳格に実行

草の根ニュース

■全国本部 : 〒150-0042
 東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001
 平山岡牧師記念平和センター内

■電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(事務局長)

■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp

■ホームページ : http://www.kusanone.org

■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄日本から
 米軍基地をなくす草の根運動

－ 独 立 し ん ぶ ん －

基地と主権侵害なくす憲法9条実現政府樹立のために

基地撤去の超党派個人加盟全国単一市民団体へ前進を！
 全都道府県に都道府県本部を 市区町村に支部を 地域職場学校に班を

沖縄県の基地つき復帰 50 年

基地(「安保」)条約への復帰でなく、日本国憲法への「真の復帰」へ向けて、新しい闘いスタートへ

「急迫不正の主権侵害」は、「今」起こっています。日本が(特に沖縄)197の基地と5万6千の兵力の米軍によって侵害されています。中国や朝鮮によっていつか侵害されることではなく、「敵はすでに国内にあり」です。

対米独立こそ今必要。「米軍の掌握と指揮のもとにある」「自衛隊活用」とは戦争のことです。より深刻なことは、日本沖縄国民が、その意識まで、コントロールされており、占領と「解釈壊憲」に気づいていないことです。

米軍と自衛隊は 憲法違反

「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」
 「国の交戦権は、これを認めない」(憲法第9条)

ロシアの国連憲章に違反するウクライナ侵略に強く抗議し、即時停戦撤退を要求します！

市民と兵士の命と生活・財産を守るため、ロシア・ウクライナ両国が急ぎ即時停戦し、核戦争を防ぎ、

両国の交渉、ウクライナの非核・中立化、ロシア軍の即時撤退 実現を！

(草の根運動は、「ウクライナに関する声明」を準備中です)

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」(憲法前文)

日本国憲法は、「自衛戦争」含め 戦争完全否定

憲法は、核戦争広島長崎などの痛苦の経験から、個別的と集団的自衛権という戦争を認めている国連憲章より高次の思想で、「戦争をしないさせない」平和外交で核戦争の火種を摘み取り「安全生存を保持」。非暴力不服従の抵抗権も保障

記念講演 生命の尊厳が保障される社会をめざして ③

講師 仲山忠克(弁護士・ゆい法律事務所、沖縄県)

6 軍事力と沖縄戦後史における基地被害

軍事力の正体が最も具現化しているのは、米軍基地の集中する沖縄です。

在沖米軍基地は、復帰前は沖縄戦で占領した米軍が広範囲に土地を囲い込み、さらに銃剣とブルドーザーで強制的に建設したもので、復帰後は在本土の米軍基地と同様に安保条約による提供施設となりました。復帰前後においてその法的装いは異にしていますが、実態に基本的差異はありません。

米軍基地は、復帰前後を問わず、沖縄住民に夥しい被害を与えてきました。殺人・強姦等の犯罪、生存の基盤たる財産の強奪、軍用機爆音による生活環境の破壊、墜落・落下物等による軍用機事故、有害物質放出等による環境汚染、演習による山火事発生と生活道路の封鎖等です。まさに諸悪の根源として、県民に犠牲と苦難を強いてきたのです。

なぜ基地被害は頻発し続発するのでしょうか。それは軍事優先を貫く軍隊

の内在的特性が必然に生み出すものだからです。

米軍犯罪について、元海兵隊員であったアレン・ネルソンはこう言っています。米兵は訓練によって殺人性を身体と意識にたたき込まれる。身に染み込んだ殺人性、暴力性を帯びた米兵が街に出ると、それは不可避的に犯罪を発生させる。米兵犯罪のたびに米軍当局は綱紀粛正を繰り返して言うが、それは建前で、本当はようやく本物の兵隊になったと満足する、と。このように米軍犯罪は偶発的なものではなく、軍隊の特性がもたらす構造的なものです。

国防を錦の御旗として、自らの最優先の貫徹を正当化する軍事力は、その遂行の過程で人権侵害や環境破壊が生じたとしても問題視しないのです。これが基地被害発生論の論理と倫理であり、戦後の沖縄で顕現していることなのです。

7 立憲主義と安保条約による矛盾の併存

国家統治は憲法に基づいて行われる、これが近現代国家の統治の原理です。これを立憲主義と呼んでいます。それによって国家権力を拘束し、統治の恣意的運用を防止して民主主義を貫徹させるのです。

立憲主義の立場からいえば、我が国の平和主義は9条を基本とする「武力によらない平和」でなければなりません。しかし現実には、「武力による平和」の安保条約が併存しているのです。理念を真逆とする二元的な統治体制、そこに我が国の特徴と矛盾の根本があります。日本の戦後史はこの憲法

と安保条約の対立と相克という状況で推移してきたといっても過言ではないと思います。その矛盾の解決は、立憲主義に照らせば安保条約の廃止によってしか解消できません。

しかし、自民党政権はむしろ憲法9条を改正して、武力による平和を憲法原理とする方向での矛盾の解決をはかろうとしています。これが改憲策動であり、非戦国家から戦争国家への国家改造計画です。

国民意識は、憲法9条擁護と安保条約の支持容認がいずれも多数派です。相

矛盾する二つの原理を同時並立的に認容することは理論的には理解困難ですが、これが多数の国民意識の現実です。今日、この講演を視聴されている皆様の中にも、そのような方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

私はこの矛盾成立の要因は二つあるとと思っています。ひとつは憲法の平和主義が「武力によらない平和」であることとの国民意識への浸透の不十分さです。もう一つは、我が国の平和安全が米軍基地の存在による抑止力によって支えられているとする考えが、国民の間に普及していることだと理解しています。

前者の国民意識の不十分さは、例えば沖縄における米軍基地の本土移転論、それに呼応する形で本土における在沖米軍基地の引き取り論にあらわれていると思います。いずれも安保条約を肯定し、米軍基地の存続を容認することが前提となっているからです。

後者の軍事抑止力について言えば、その本質は国連憲章や日本国憲法9条が禁止した「武力による威嚇」そのものです。また在日米軍基地は、米の世界戦略作戦の一環として位置づけられており、抑止力として我が国の防衛機能を果たすこととは無縁の存在です。それを根拠づける発言は多数ありますが、ここでは日米の軍事関係者2名の発言を紹介します。

湾岸戦争当時のチェイニー米国防長官は、「(在日米軍が)日本のためだというのは正確ではない。日本で空母戦闘部隊を維持する方が、米国西海岸で維持するより安上がりだからだ。我々が日本に安全保障面で何らかの施しをしているように考えるのは根本から違っている」と断言しています。もう一人は富沢元陸上自衛隊幕僚長の「在日米軍は、日本防衛のためにあるのではなく、米国中心の世界秩序の維持、

存続のためにある」との明言です。

米軍の抑止力によって我が国の平和安全が保障されているとする観念は、まさに神話であることを証明した発言です。神話の信奉によって成立する安全保障、それが安保条約による抑止力の真実の姿です。

安保条約によって牽引され推進されてきた我が国の戦争する国づくりは、安倍・菅両政権の下で加速されてきました。米軍の世界的侵略戦争への自衛隊の集団的自衛権行使による参戦と切れ目のない後方支援を許容する安保法制(戦争法)の制定、さらに戦争反対の国民を取り締まるための特定秘密保護法、共謀罪法、そして土地利用規制法等の制定によって、法的整備がなされてきました。このような状況が続けば、かつての国家総動員法の制定へと進んでいくこととなります。

また安保法制の具体化である2015年の日米ガイドラインによって、演習、武器弾薬、司令塔等で米軍と一体化した自衛隊は、自衛力をはるかに超えた侵略力を具備した実質的軍隊へと脱皮し成長し続けています。現在、自衛隊の「敵基地攻撃能力」の保有が自衛力の名目で政府内で検討されていますが、それはまぎれもなく侵略力です。軍事力にとって、自衛力と侵略力との間に境界がないことは歴史の教えるところなのです。

憲法上、自衛隊を名実ともに軍隊に昇格させる、そのために、自民党は自衛隊明記の憲法改正案を提起しており、岸田新首相はそのための改憲の必要性を強調しています。

生命の尊厳を保障するために、憲法9条を死守し、改憲策動に終止符を打つことは、私たちが取り組むべき喫緊の課題です。

8 軍事力全廃への希求

私は、9条改正阻止は当然として、より根本的に憲法理念に則って我が国から軍事力が全廃されること、それが全世界へ波及することを強く願っています。

我が国には米軍の世界戦略のための侵略力としての軍事力と自衛隊の専守防衛名目の軍事力があります。

自衛隊は1954年7月に安保体制の落とし子として創設されました。すなわち自衛隊は、1950年に占領軍最高司令官マッカーサーによって創設された警察予備隊を前身とし、それが安隊となり自衛隊に発展しますが、安保条約の締結によって、米の日本に対する防衛力要求を受け容れる形で創設されたのです。またそれに伴って、日本政府はこれまでの自衛力保持も違憲との憲法解釈を変更して、専守防衛の自衛力保持なら合憲であるとの理由で、米国に押しつけられた自衛隊を憲法上容認したのです。解釈改憲による自衛隊の合憲化です。我が国に存在する二つの軍事力はいずれも安保体制に依拠しているのです。

専守防衛の自衛隊は、戦争をしないということではなく、防衛戦争はするということです。憲法前文に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し…この憲法を確定する」とありますが、防衛戦争であれ「戦争の惨禍」は当然に生じます。県民の4人に1人が死亡し、激戦地では2人に1人が死亡した沖縄戦は、専守ではないが、防衛戦争であったことを想起すべきです。しかも、自衛隊を米軍の侵略戦争に加担させるといふ安保条約の主要な目的によって、現在では自衛隊の軍事力は侵略力へと変貌していることは前に述べたとおりです。

米軍の軍事力であれ、自衛隊の軍事力であれ、それらの全廃について、理想論であり、現実を無視した空論だとの批判がなされることは承知しています。

理想論との批判に対しては、平和思想家北村透谷の「人は理想あるが故に貴かるべし、理想なくては希望もあるまじ。希望なくては生命もあるまじ」との言葉を贈ります。

ちなみに中米のコスタリカでは1949年制定の憲法で常備軍が廃止され、軍隊は存在していません。軍隊のない国家は世界で少なくとも27か国あるといわれ、非武装を現実に実践している国があることを銘記すべきです。コスタリカの大統領夫人であったカレン・オルセン・フィゲレスは、「私はコスタリカの母親として、自分の子どもが戦争で殺されることがないというのを確信できる、そんな幸せをもっています。そして日本の母親にもそんな確信をもっていたきたいと思っています」と述べています。

また空論との批判に対しては、沖縄の戦後史を直視されることを要望します。戦後沖縄の犠牲と苦難の歴史は、軍事力の存在する社会が、9条を否定した武装平和が、いかなる事態を招来するかという見本を先行的に示し、全国民に警鐘を鳴らしていると思うのです。米軍占領下の沖縄で生まれ育ち、成長過程で同年代の多くの若き命が無惨にも殺害された事件、事故の記憶が刻み込まれている沖縄県民の一人として、そのことを強く訴えたいのです。今なお続く犠牲と苦難の連鎖の歴史は、まさに憲法9条が希求する非武装の現実的正当性を証明するものではないでしょうか。血と暴力で染められ、絶望へと暗転せしめられた幾多の被害者の「基地なくせ」との叫びを現実化することが最大の供養であり、犠牲の連鎖を阻止することになるのです。

武力を放棄した後の我が国の安全保障につき、国連の集団的安全保障に依拠するとの見解が有力ですが、私は積極的全方位平和外交によって紛争を未然に防止することが肝要だと思っています。平和外交は敵・味方の区別をなくしたうえでのみ成立するものです。「平和を愛する諸国民の公正と信義に

信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」との憲法前文の誓いは、そのことを意味しています。

積極的平和外交を放棄して、特定国の

9 軍事力全廃に至る過程での方策の提唱

軍事力全廃が近々にできるとは、私も思っていません。それに至る過程でとるべき方策としてとりあえず次の三点を提唱し、時間の関係で簡潔に述べます。

一つは、今年1月22日に発効した核兵器禁止条約に我が国が署名・批准することです。同条約は核兵器の製造、保有等を禁止するだけでなく、「使用することの威嚇」、すなわち「核の傘」にすぎない核抑止力も違法として禁止しています。核抑止力は軍事抑止力の最強にして最先端に位置するものですので、その禁止は軍事抑止力そのものの解消につながります。唯一の戦争被爆国である我が国政府は署名・批准を拒否しています。そうであれば、署名・批准する政府の樹立が不可欠となっています。

日本被団協の田中熙巳代表委員は、原爆投下から76年を経過して成立した同条約について「核兵器廃絶までの道の半分までやってきた」と述べていますが、残り半分の道の加速化はとりわけ私たち日本国民の責務ではないで

10 イナグヤ・イクサノ・サチバイ

軍事力のない社会は、現在の国際情勢に照らせばユートピアかもしれません。EUの父といわれたクーデンホーフ・カレルギーは「すべて偉大な歴史的出来事はユートピアとして始まり、現実として終わる。ユートピアを現実するためには、どれだけ多くの人々が賛同するかにかかっている」と述べています。生命の尊厳を守るための軍事力なき社会の現実化には、多くの人々

軍事的脅威を煽る我が国政府のあり様は憲法の趣旨から大きく逸脱しています。米国一辺倒の従属外交から脱却するためにも、安保条約の廃棄が強く求められています。

しょうか。

二つ目は、北東アジア平和共同体の創設です。国際間の紛争を平和的に解決するために地域的安全保障機構が世界のいくつかの地域で組織され、そのための条約が締結されています。その有力なものとしてアセアンにおける東南アジア友好条約があります。

北東アジアにおいて、日本、中国、韓国、北朝鮮等の参加する平和共同体の創設が求められています。日本がその役割を積極的に果たすべきです。それによって、北東アジアの平和構築が可能となり、中国脅威論が解消されます。また北朝鮮の拉致問題も解決されることとなります。

第三は、自衛隊から軍事力を除去して、国土災害救助隊へ組織替えすることです。自衛隊の本来の任務は軍事力の駆使による国防ですが、自衛隊支持の7割は災害救助をその理由にしています。この国民意識に依拠し、憲法に則って災害救助隊に特化するべきです。

の賛同が不可欠ですが、その運動の原動力となり推進力となって中心的役割を担うのは、女性、とりわけ母親だと確信し期待しています。

沖縄には、「イナグヤ イクサノ サチバイ」という言葉があります。「女性は闘いの先頭に立つ」との趣旨です。

ここでいう「イクサ」とは、戦争のことではなく、大衆運動のことです。ド

イツの法学者イエーリングは「法の目標は平和であり、平和に達する手段は闘争である」と言っています。目標が平和であれば、それに達する手段としての闘争も平和的なものでなければなりません。暴力的手段による平和は、新たな暴力を生み出します。非暴力の闘いこそが、すべての人が参加しうる平和運動のあるべき姿です。沖縄県民が世界最強の米軍を相手にして復帰を勝ち取ったのは、復帰闘争が非暴力の闘いであったからです。

「サチバイ」、すなわち先頭に立つとは、追い風は最後にうけるが、向かい風を正面から受けることであり、それでも前進して歴史の扉を開くことを意味します。

なぜ「イナグ」（女性）か。武力なき社会に向かう平和闘争は、生命の尊厳を中心とする社会の実現を目的としているからです。原水爆禁止運動を最初に実践したのはビキニ環礁での米の

11 結びにあたって

生命の尊厳を保障する社会の構築は、現状の政治のあり様を根底から変革しないかぎり不可能であり、それは容易なことではありません。

冒頭に述べた「小さき者へ」は次のように結ばれています。「小さき者よ・・・人の世の旅に登れ。前途は遠い。そして暗い。しかし恐れてはならぬ。恐れぬ者の前に道は開ける。行け、勇んで。小さき者よ」。社会変革の旅もまた然りです。有島武郎のこの激励を受け止め、井上ひさしの言う「後続くものを信じて走れ」との展望をもって、私も皆様と一緒に、前でもなく、後ろでもなく、一緒に社会変革の旅に参加したいと思っています。

核実験に反対して立ちあがった東京都杉並区の婦人たちでした。それが被爆者自身の運動を誘発して発展させ、その67年後の今年、国際的に核兵器禁止条約の成立に至ったのです。1995年沖縄で発生した少女暴行事件は、当初、地元紙でも小さな三面記事でしたが、それを8万5000人の県民大会開催へと導いたのは、事件直後に北京女性国際会議から帰ってきた女性たちの告発と運動でした。

平塚らいてうの言う「原始、太陽」であった女性を、「青白い月の光」に陥れたのは、生命の尊厳を中心とする社会が物理的暴力の支配を中心とする軍事社会へ転換したこと、それが今なお世界的に持続して国際情勢を左右していること、そこに根本原因があると思っています。軍事力なき社会の実現は生命の尊厳の確保のみならず、女性の「太陽」への復権にもつながるものと思っています

大学入学以来50年余、自分なりに社会科学を勉強してきた結論は、「人類の歴史は人間解放へ向けた道程である」との確信です。その道程を不屈に自らも歩むことによって、自己の人生を輝かせたい、その覚悟で今も生きていく決意です。本日、紅白のカーネーションのコサージュを胸につけてお話いたしました。長野県飯田市の、お孫さんもいらっしゃる吉川圭子様の作品でプレゼントされたものです。母親は生死を超えた存在であることの象徴として、キザなことをいたしました。

長時間、ご視聴くださいました皆様、またお話の機会を与えてくださいました主催者の皆様に心からの感謝を申し上げて終わります。どうもありがとうございました。（完）

復帰 50 年式典の開催についての意見表明

—民意をもとに新しい出発宣言の場—

沖縄県知事 玉城デニー殿

復帰 50 年式典の開催についての意見表明

—民意をもとに新しい出発宣言の場—

復帰 50 年を迎え、沖縄県と日本政府との共同式典の開催が報じられていますが、どういう式典にするのかについて、私たちは県民として大きな関心を寄せています。

この 50 年を振り返るのであれば、復帰にあたり屋良主席が提出した「復帰措置に関する建議書」が日本政府にどのように受け止められ、どのような県づくりがなされたという歴史の検証が不可欠です。

言語に絶する悲惨な沖縄戦を体験し、さらに 27 年に及ぶ過酷な米軍統治下での犠牲を強いられた県民は、核も基地もない平和な沖縄を願い、世界に誇る平和憲法の下への復帰を熱烈に希求しました。しかしながら当時の国会では建議書は一顧だにされず、密約も隠されながら「返還協定」が強行採決されました。

そして、「返還」後、①沖縄県が発足しても米軍基地は居座り続け、被害を継続させるだけでなく、その上に、自衛隊基地も増え続けていること、②県民投票の 7 割以上の意思表示を完全に無視して辺野古新基地建設を強行

し、大浦湾での地盤が発覚し膨大な税金と年数がかさみ完成の見通しさえない中で、法的措置を濫用して県による建設を止める処分を覆滅させて地方自治を破壊し、加えて、戦争被害者の遺骨が眠る南部地域からも新基地建設の埋め立て土砂を採取するとして、戦争被害者と全国各地の遺族の尊厳・心情をも傷つけるなどしていること、③米軍基地による騒音や、米軍由来の有害物質による水質汚染、さらにはコロナ禍という深刻なパンデミックのもとでも米軍だけは検疫なしで出入りさせて米軍基地から感染拡大を招いた事態など、基地による県民への健康被害が繰り返されていること、④重要土地規制法やドローン規制法などで沖縄県民全体の知る権利や表現の自由を奪い、その生活を脅かしていること、⑤アメリカの対中戦略の一環として沖縄全体をミサイル攻撃拠点として中国包囲網の中に位置づけて軍備強化を進め、日米合同演習が地位協定を無視して那覇軍港も含めて所かまわず実施されていることなど、今も県民の命と暮らしは脅威にさらされ、沖縄戦再来の恐怖を抱かせる現状があります。

県民の中には復帰に込められた平和憲法への熱望は今もなお烈々としてあり、建議書が示している願いはいまだ実現しておりません。私たちはウクライナへのロシアの武力介入や、台湾有事を口実とする日本全体の軍事強化路線に断固反対し、憲法九条の精神に基

づいた対話による平和外交、沖縄県が推進する「万国津染」の拠点づくりこそ、緊急に求められる政治的態度だと確信します。それだけに安保体制のもと軍備強化を急ぎ、敵基地攻撃能力保有論や核保有論まで公言して、憲法改正に前のめりになり、東アジアに緊張を作り出す現政権と改憲派に、大きな危惧と違和感を覚えます。

私たちは、沖縄県が復帰 50 年式典の持ち方を今一度広く県民をもとに検討し、屋良主席の建議書や翁長知事が主導した建白書、県民投票で示された辺野古新基地反対、沖縄戦を繰り返してはならないとの県民の平和渴望の総意を生かした内容となることを心から願います。現情勢を踏まえた沖縄らしい式典、すなわち、東アジアに武力・武器ではなく対話による平和共存圏を作

小禄九条の会総会アピール

日本の敗戦から 77 年、沖縄復帰から 50 年、私たちは今、大きな歴史的岐路に立たされています。無謀な戦争によって、自他ともに計り知れない破壊と犠牲を生んだ反省から生まれた日本国憲法、とりわけ九条の「戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否定」は、世界の希望と信頼をつなぐ「人類の英知の結晶」と誇れるものであります。今、ロシアのウクライナ侵攻が、人類への最大の暴力であり、国連憲章・国際平和秩序を真っ向から踏みこむ暴挙として、世界中の糾弾を浴びています。「国際紛争の解決手段として武力を用いない」ことを世界に誓った日本は、今こそ先頭に立って即時停戦をよびかけ、外交的解決の知恵を発揮すべきです。

り出し、「命どう宝」の平和の要石の島としての出発点となる式典、恒久平和の日本国憲法を沖縄県民の意思として国内外に広く発信できる式典となるよう、英知を結集させることを強く要望いたします。

2022年3月15日

沖縄県内九条の会有志一同

糸満九条の会 小禄九条の会 大宣味村九条を守る会 沖縄マスコミ 08 九条の会 具志川九条の会 教職員九条の会 はえぼる九条の会 みやこ九条の会 いしがき女性九条の会 ネットワーク九条の会沖縄

(那覇市松尾 2-17-34 沖縄合同法律事務所内 098・917・1088)

ところがロシアの蛮行に便乗した改憲勢力は「敵基地攻撃能力の保有、核兵器の共有、非核三原則の見直し」「憲法九条無力論」など、7月の参議院選挙で多数を占め一気に憲法改悪の道を開こうと勢いづいており、私たちはこれを絶対に阻止しなければなりません。

安倍、菅、岸田と続く自公政権は「集団的自衛権の行使」を皮切りに、安倍法制等の悪法を強行成立させ「戦争のできる国」へと大きく舵を切り、日米同盟強化を最優先、沖縄を含む日本全土を対中防衛網としてアメリカからの膨大な戦闘機器買い入れ、敵基地攻撃能力の開発をうたい、憲法九条無きがごときであります。

また打ち続く日米合同演習は「島嶼奪還作戦」と銘打たれ、県内での超低空飛行、辺野古新基地への陸上自衛隊の水陸機動団常駐配備の動き、与那国島、石垣島、宮古島、奄美大島、馬毛島への自衛隊基地の建設強行・ミサイル配備など、明らかに戦争を挑発し、県民の犠牲が目前に迫る危機感を持たざるを得ません。

復帰 50 年の今日、県民の望んだ「核も基地もない平和な沖縄」「憲法の生きて輝く島」とは程遠い現状を私たちは納得できません。

これらの根底に、太平洋戦争の戦後処理として、アメリカ主導で締結された対日講和条約をはじめ、日米安全保障条約、同地位協定により、アメリカが日本を隷属させる日米関

係の構図があることを忘れず、改めてその改変を強く求めます。

小禄地域はあの沖縄戦で米軍の空襲によりすべてを失い、それは日本軍の航空隊基地であったからという事実を踏まえ、空の玄関としての那覇空港が軍事航空基地として機能強化・拡大されることに改めて強く反対、また那覇軍港の即時無条件返還を要求し、浦添西海岸への軍港建設にも反対を表明します。

私たちは、過去の教訓に学び、標的となることを断固拒否、軍事基地・戦争への道に反対し、九条を守り生かす政治を求めることをここに宣言します。

2022年3月20日九条の会第10回総会

(連絡先→那覇市字田原 18 小渡気付、f a x 098・857・6718)

祖国復帰闘争碑

(前前号、前号に続いて再再録します)

全国の 　　そして世界の友人へ贈る
 吹き渡る風の音に 　　耳を傾けよ
 権力に抗し 　　復帰をなすとげた 　　大衆の乾杯の声だ
 打ち寄せる 　　波濤の響きを聞け
 戦争を拒み 　　平和と人間解放を闘う大衆の雄叫びだ
 鉄の暴風やみ 　　平和の訪れを信じた沖縄県民は
 米軍占領に引き続き一九五二年四月二十八日
 サンフランシスコ「平和」条約第三条により
 屈辱的な米国支配の鉄鎖に繋がれた
 米国支配は傲慢で 　　県民の自由と人権を蹂躪した
 祖国日本は海の彼方に遠く 　　沖縄県民の声はむなく消えた
 われわれの闘いは 　　螳螂の斧に擬せられた
 しかし独立と平和を願う世界の人々との連帯であることを信じ
 全国民に呼びかけ 　　全世界の人々に訴えた
 見よ 　　平和にたたずまう宣言真(ぎなま)の里から
 二十七度線を断つ小舟は船出し
 舷々合い寄り 　　勝利を誓う大海上大会に発展したのだ
 今踏まれている土こそ
 辺戸区民の真心によって成る沖天の大焚火の大地なのだ
 一九七二年五月十五日 　　沖縄の祖国復帰は実現した
 しかし県民の平和への願いは叶えられず
 日米国家権力の恣意のまま 　　軍事強化に逆用
 された
 しかるが故に 　　この碑は
 喜びを表明するためにあるのでもなく
 まして勝利を記念するためにあるのでもない
 闘いをふり返り 　　大衆が信じ合い
 自らの力を確かめ合い 　　決意を新たにし合うためにこそあり
 人類の永遠に存在し
 生きながら生けるものが 　　自然の摂理の下に
 警鐘を鳴らさんとしてある

(1976年4月 辺戸岬に建立)

無条件即時停戦を求めます

プーチン大統領並びにゼレンスキー大統領

太田 博

「ロシア大統領府のペスコフ報道官は(4月)7日、2月24日から開始したウクライナ侵攻でかなりの兵力が失われ「大きな悲劇だ」と、スカイニュースとのインタビューで述べた。」

海ゆかば…です。(注)

先の大戦で大日本帝国も、莫大な兵力を失いました。

傷病兵も数知れず、街には浮浪児も溢れました。

今、再開発、超高層ビルを立ち並べる渋谷は、木造建築のぼろぼろの駅舎で、筵を敷いた傷病兵が、手足を失い空き缶を前に置き座り込んでいました。誰もお金は入れませんでした。東京オリンピック、ブーム…だなんて人でなしです。

渋谷は、ハチ公ではありません！スクランブル交差点ではありません！国と民が傷病兵を見捨てた街なのです。ロシアの若者たち、歴戦の勇士たちも落命、深傷を負いました。私たちにとって耐え難きことです。

ウクライナの軍民間の犠牲者を出してはなりません。

ロシア・ウクライナ両国民に犠牲を強いてはなりません。国家の核心的利益とは、国民を生存させることです。国益の為に、国民に犠牲・死を強要することではありません。

77年前、大日本帝国は、国益の為に、他国民、更に自国民に犠牲・死を強要し、無差別空爆・原爆投下により、降伏滅亡しました。

こんな愚行凶行は、大日本帝国だけにしてください！国益の為に、民を、軍を犠牲にすることはやめて下さい！

ロシアの若者も、ウクライナの若者も、ロシアの軍人も、ウクライナの軍人も、生きるのです。いかなる権力も、国家も、民間人・軍人の生命を奪ってはなりません。

最高権力者は、国民を、いや、人間の生命を、生存を死守する責務があります。

無条件、即時停戦をプーチン大統領並びにゼレンスキー大統領に求めます。

(草の根運動会員、京都)

【注 海ゆかば】「海行かば 水漬(みづ)く屍(かばね)、山行かば 草生(む)す屍、大君(おおきみ)の 辺(へ)にこそ死なぬ、かへり見はせじ」(大伴家持、萬葉集)のこと。「海ゆかば」は昭和十二年(1937年)軍靴の響き高まる中、国民精神総動員運動に呼応し、国民歌謡として作曲され、戦時体制への精神教化の歌・軍歌ともなりました。(略)信時潔が作曲した荘重な調べの傑作で、太平洋戦争末期には大本営発表等での準国歌また玉砕報道(草の根編集部注:「玉砕」とは、全員戦死を美化した軍部の表現)の鎮魂歌(レクイエム)として放送されました。この歌、実は涌谷町に大変深い関わりを持つ歌でもある。(同町(宮城県)ホームページから)

『自衛隊も米軍も、日本にはいない!』

著者花岡しげる講演会に参加して

米軍基地をなくす草の根運動運営委員 野田尚道

2022年4月29日、新潟市で『自衛隊も米軍も、日本にはいない!』:「災害救助即応隊」構想で日本を真の平和国家に』の著者 花岡しげる(しげる)氏の講演会が開催され、参加して来た。

氏は日頃から、平和問題に深い関心を持たれ、長い国際経験を踏まえて、新しい角度から戦争反対を唱え、またユニークな啓発活動もされておられ、「非武装中立日本」を目指すピースアゴラ全国行脚の一環で新潟へも寄られた。

その講演の要旨は、日米安保条約と自衛隊の存在を容認している与野党の安保政策の違いはどこにあるのか。野党は戦争法案の廃棄、日米地位協定の改定、辺野古基地建設反対、南西諸島のミサイル基地

化反対、オスプレー飛行反対など諸々の条件闘争でよいのかとの問いかけから、自衛隊員を一人も失業させない非武装実現のために具体的方法として防衛省、自衛隊の廃止と「防災平和省、国際災害救助即応隊」の創設をして、日米安保条約を廃棄するという得心のいく内容であった。

氏を非武装中立への信念を確信させてくれた先達たちの存在と非武装中立を実践中の国の存在についても話され、特にアメリカ9条の会創設者チャールズ・オーババー オハイオ大学工学部教授との親交やコスタリカ共和国のこと等にも触れられた。

当草の根運動の活動方針と重なる興味深い講演内容であった。



大変な事が

浦 舟三郎 (矢白別平和公園創る会)

どえらい事が進行中です。2022年4月中旬、何が進行中なのか、言うまでもありませんウクライナ国で戦争が始まったのです。始まったのは2月24日でしたからもう2か月になります。ウクライナの人達は住んでいる家や学校や職場に砲弾が連日撃ち込まれるのですから堪りません。私がこの地で砲撃音を連日耳にするのとは訳が違います。今、連日伝えられるのは聞くに堪えない、見るに忍びない映像ばかり。これ程理不尽な事が連日続いているのに止められない人間社会。どうしたらこんな不幸を食い止めることができるのでしょうか。何故こんな事態になったのか訳ありでしょうが、そんな事は一刻も早く砲弾を撃つことを止めて話し合いに入ることだと私は考えます。世界の政策を握っている方々。よく考えてみて下さい。100歳時代を願っている人間社会に戦争は許されません。幼年期の砲弾下の生活を思い出すと居たたまれない日々、早く止めろと言いたい。

会員の意見(はがきご返事)

木下政彦さま (佐賀市)

政界では、国会が開かれています。テレビ中継で討論の様子を見ました。野党の質問に対して、自公政権側の余裕(?)の、のらりくらり答弁。暖簾に腕押し! 糠に釘! やはり選挙で過半数を獲り政権交代するしかない。野党の奮起を促したい。私も立憲民主党、社民党、日本共産党を引き続き応援します。そして、政権を取った暁には、「日米安保」「日米地位協定」の破棄を! そして、全世界の国々と平和条約の締結をしましょう。皆様の健康とご発展を念じております。草々

T 美貴子さま (浦添市)

長年の「草の根運動」への皆様のコツコツと積み重ねられましたご努力に敬意を表します。いつの世も支配と服従の様なことがない様祈りたいです。

植竹伸一さま (那須塩原市)

忘れもしない1959年の伊達判決米軍駐留は日本国憲法9条に違反…! 日本の現代史の輝ける1ページである。これにあわてふためいた、日本の政府は最高裁(田中耕太郎長官)と密談を重ね(もちろん米国の政府も加わって)高裁を飛び越えて、伊達判決はなじまないということで破棄してしまった。「なじまない…」は憲法判断にあらず…。しかし、この結果が、今の日本の植民地体制の不幸があるので。最高裁の罪は重いのである!

無名氏

米軍基地をなくす草の根運動を展開なさっておられます事務所に感謝申し上げます。

湧き上がっていく
ビルが
によきによきと
破滅か
夢か
暗く
空洞で
骨と骨との間は
クレイン
積み上げていく
冷たい骨を
むき出しの
湧き上がっていく
ビルは
によきによきと
クレイン
動きまわる
わがもの顔で
中空を
あ・け・み
渋谷の空は

編集後記 「草の根ニュース」126号は、沖縄県の「基地つき返還復帰」50年に発行されるものです。また、ウクライナ戦争という、非常に危険な「核戦争」にすら発展しかねない戦争の真ただ中に発行されます。草の根運動運営委員会は、「ウクライナ戦争に関する声明」を準備しつつあります。インターネットへ掲載も検討します。壊憲をたくらむ自公政権維新国民などの3分の2多数を絶対に阻止しなければならない参議院選挙です。ウクライナ戦争についての各党の態度がその勝敗に大きく影響します。ロシアの国連憲章無視の侵略を強調するあまり、米帝国主義とNATOについて「どっちもどっち論だ」と分析を放棄し、岸田政権の尻を叩いている「どっちもどっち論」批判論者は「ウクライナ戦え」だけを言って、「即時停戦交渉を、そしてウクライナのNATO非加盟中立化などとロシア軍撤退」を全く主張しません。毎日失われていくウクライナ市民とウクライナロシア両軍の兵士の命、そして恐るべき「核戦争」の脅威を考えると「即時停戦」はどうしても必要です。

「ウクライナ戦え戦え」だけでは米と自公内閣のあと押しです。「停戦」を要求しない政策では、米と自公内閣の票を増やすだけで、参院選での大敗を招きます。国連事務総長も停戦への努力をしています。今、ロシアを強く非難することとともに、ロウ両国へ停戦を要求することの方針へ大きく野党が前進することが強く求められます。これ以外に、参院選勝利へのウクライナ政策はありません。(H)

日本で唯一の全基地マップ

学びましょう！普及しましょう！普及運

動にご参加を 1枚のマップ普及が、 対米独立・主権回復へ歴史を動かします

日本沖縄で唯一の基地マップを、ご家族に、友人に、知人に、日本国民に、普及して頂けません1人でも多くの「日本沖縄」国民に、基地マップを見て頂くだけで、「基地なくす力」を、一歩つよめます



なぜなら外国軍隊の基地(197)と兵力(5万6千人)が、これほど多い国は、世界でも「日本沖縄」国だけであり
沖縄県だけでなく日本全土が基地に覆われていること

「全土米軍基地方式」の惨状を国民に知って頂くことになりますから！

対米独立のために全基地撤去の目標を堅持することが大事だと思います 全日本の基地数は197〈ウイキペディア〉で、131〈防衛省〉は創作で間違いです。

この基地マップは日米地位協定において定義されている在日米軍基地を構成する米軍専用施設(地位協定2条-1項 a)、米軍共用施設(2-4a)、米軍一時使用施設(2-4b)のすべてを網羅した日本で初めてのマップです。『日本沖縄』の全米軍基地の内訳は、

①米軍専用施設 51(うち本土 28)、②自衛隊共同利用米軍施設(地位協定2条4項 a【2-4-a】) 27(うち本土 19)③米軍利用可能施設(地位協定2条4項 b【2-4-b】)にいよんびい119(うち本土 115)です。「日本沖縄」国には、197(うち沖縄県に 35、うち本土 162)の基地があります(ウイキペディア「都道府県別の全ての米軍施設規模と都道府県別の米軍施設」より)。その全基地を地図で示したものが、草の根運動オリジナルの「基地マップ」です。

この基地マップの学習と、全力を挙げての国民への普及にご協力ください!! この基地マップには、住民に限りない苦痛を与えている全国の米軍機超低空飛行訓練ルートも示されています。(草の根運動事務局で受付中 1枚2百円 10枚千円) 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動

復帰 50 年の節目を迎える沖縄

1972年5月15日 沖縄が、日本に返還され2022年で50年を迎えます。戦後75年辛い過去を経験した沖縄。戦後もアメリカ軍基地をおしつけられた沖縄。有害物質であるピーフォスや枯葉剤による水質汚染、昼夜を問わない訓練による爆音、米軍による事件・事故、コロナ問題、ますます基地は強化され基地が沖縄に集中する状態は半世紀近く経っても変わらない。世界が基地の無い、平和な社会になるのは、一体いつになるのだろう。ウクライナ情勢からも分かるようにまず、基地がターゲットになり真っ先に攻撃されてい

K 比嘉(沖縄)

る。基地が集中している沖縄・日本の行く末は・・・と考えてしまう。『命どう宝(ヌチドゥタカラ)』精神は、深く沖縄に根付いている。(命こそが大事)故稲葉耶季先生は、一人一人が、『愛と思いやる』行動が平和につながると話されていた。悲惨な戦争を繰り返さないように一人一人が、人それぞれのやり方で行動を起こすことが、大きな力になり安心・安全に暮らせる基地の無い平和な世界に繋がると信じてやまな

【歴史的な判決】砂川事件の第1審判決（伊達判決）

[年月日] 1959年3月30日

一 日本国とアメリカ合衆国との間における安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法第二条と憲法第三条

二 日本国とアメリカ合衆国との間における安全保障条約第一条に基づくアメリカ合衆国軍隊の駐留と憲法第九条

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反

(略) 被告人 坂田茂 外六名

主文 本件各公訴事実につき、被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎、同椎野徳蔵はいずれも無罪。

理由 本件公訴事実の要旨は、東京調達局においては日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法及び土地収用法により内閣総理大臣の使用認定を得て、昭和三十二年七月八日午前五時十五分頃からアメリカ合衆国空軍の使用する東京都北多摩郡砂川町所在の立川飛行場内民有地の測量を開始したが、この測量に反対する砂川町基地拡張反対同盟員及びこれを支援する各種労働組合員、学生団体員等千余名の集団は同日早朝から右飛行場北側境界柵外に集合して反対の氣勢をあげ、その中の一部の者により滑走路北端附近の境界柵は数十米に亘って破壊された。

(中略)

被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎は共同して昭和三十二年七月八日午前十時三、四十分頃から午前十一時頃迄の間に正当な理由がないのにアメリカ合衆国軍隊が使用する区域であつて入ることを禁じた場所である東京都北多摩郡砂川町所在立川飛行場内に深さ四・五米に亘って立入り、被告人椎野徳蔵は同日午前十時三十分頃から午前十一時三十分頃迄の間に正当な理由がないのに前記立川飛行場内に深さ二・三米に亘って立入つたことが認められる。

右事実は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法

(以下刑事特別法と略称する。) 第二条に該当するが、同法条は、日米安全保障条約に基いてわが国内に駐留する合衆国軍隊が使用する一定の施設又は区域内における合衆国軍隊及びその構成員等の行動、生活等の平穩を保護するため右施設又は区域にして入ることを禁止した場所に対する、正当な理由なき立入又は不退去を処罰するものであるところ、これに対応する一般刑罰法規としては、軽犯罪法第一条第三十二号の正当な理由なく立入禁止の場所等に入った者に対する処罰規定を見出すことができ、従つて刑事特別法第二条は右の軽犯罪法の規定と特別法、一般法の関係にあるものと解することができる。しかして、両者間の刑の輕重をみるに、軽犯罪法は拘留又は科料(情状により刑を免除又は併科し得る。)を科し得るに止まるのに対し、刑事特別法第二条は一年以下の懲役又は二千元以下の罰金若しくは科料を科し得るのであつて、後者においては前者に比してより重刑をもつて臨んでいるのであるが、この差異は法が合衆国軍隊の施設又は区域内の平穩に関する法益を特に重要と考え、一般国民の同種法益よりも一層厚く保護しようとする趣旨に出たものとみるべきである。そこでもしこの合衆国軍隊の駐留がわが国の憲法に何等抵触するものでないならば、右の差別的取扱は敢えて問題とするに足りないけれども、もし合衆国軍隊の駐留がわが憲法の規定上許すべからざるものであるならば、刑事特別法第二条は国民に対して何等正当な理由なく軽犯罪法に規定された一般の場合よりも特に重い刑罰を以て臨む不当な規定となり、何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法第三十一条及び右憲法の規定に違反する結果となるものといわざるを得ないのである。そこで以下この点について検討を進めることとする。

日本国憲法はその第九条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。即ち同条は、自衛権を否定するもの

ではないが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであつて、この規定は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」（憲法前文第一段）しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想（国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想）を深く自覚」（憲法前文第二段）した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」（憲法前文第二段）とする、即ち戦争を国際平和団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和団体を目ざしている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的措置等を最低線としてこれによつてわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来わが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものだといわなければならない。従つて憲法第九条の解釈は、かような憲法の理念を十分考慮した上で為さるべきであつて、単に文言の形式的、概念的把握に止まつてはならないばかりでなく、合衆国軍隊のわが国への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によつて左右されてはならないことは当然である。

「{前1文字ママ}」そこで合衆国軍隊の駐留と憲法第九条の関係を考察するに、前記のようにわが国が現実的にはその安全と生存の維持を信託している国際連合の機関による勧告又は命令に基いて、わが国に対する武力攻撃を防禦するためにその軍隊を駐留せしめるということであればあるいは憲法第九条第二項前段によつて禁止されている戦力の保持に該当しないかもしれない。しかしながら合衆国軍隊の場合には、わが国に対する武力攻撃を防禦するためわが国がアメリカ合衆国に対して軍隊の配備を要請し、合衆国がこれを承諾した結果、極東における国際の平和と安全の維持及

び外部からの武力攻撃に対するわが国の安全に寄与し、且つ一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起されたわが国内における大規模な内乱、騒じよう{前3文字強調}の鎮圧を援助する目的でわが国内に駐留するものであり（日米安全保障条約第一条）、わが国はアメリカ合衆国に対してこの目的に必要な国内の施設及び区域を提供しているのである（行政協定第二条第一項）。従つてわが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであつて、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従つて日米安全保障条約によつてかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。

しかしながらこの点はさて置き、わが国が安全保障条約において希望したところの、合衆国軍隊が外部からの武力攻撃に対してわが国の安全に寄与するため使用される場合を考えて見るに、わが国は合衆国軍隊に対して指揮権、管理権を有しないことは勿論、日米安全保障条約上合衆国軍隊は外部からのわが国に対する武力攻撃を防禦すべき法的義務を負担するものでないから、たとえ外部からの武力攻撃が為された場合にわが国がその出動を要請しても、必ずしもそれが容れられることの法的保障は存在しないのであるが、日米安全保障条約締結の動機、交渉の過程、更にはわが国とアメリカ合衆国との政治上、経済上、軍事上の密接なる協力関係、共通の利害関係等を考慮すれば、そのような場合に合衆国がわが国の要請に応じ、既にわが国防衛のため国内に駐留する軍隊を直ちに使用する現実的可能性は頗る大きいものと思料されるのである。

而してこのことは行政協定第二十四条に「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域防衛のため必要な共同措置を執り、且つ安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。」と規定されていることに徴しても十分窺われるところである。

(次頁下段)

沖縄の近況、今年 5 月 15 日で日本復帰 50 年を迎える

沖縄の近況、今年 5 月 15 日で日本復帰 50 年を迎える、しかし、今だに米国施設が 7 割も集中 更に名護市辺野古では軟弱地盤が判明したにもかかわらず美しいサンゴ礁を踏みつぶし、新基地の滑走路が現在造られている。私は母の胎内で戦後を体験、母は助産師で身重ながらのひめゆりの壕の中で 2 才の姉をおぶって、傷病兵の手当等をしていた、その内おぶっていた姉は栄養失調で死亡。終戦後 11 月に（沖縄北部金武）収容所で出生、自宅は日本軍に没収され日本軍の宿舎に。その為米軍の爆弾により全焼した。

（前頁から）ところでこのような実質を有する合衆国軍隊がわが国内に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、前述のようにわが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意思の合致があつたからであつて、従つて合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものということを防げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて始めて可能となるものであるからである。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第九条第二項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。（下線は引用者による）

もとより、安全保障条約及び行政協定の存続する限り、わが国が合衆国に対し

沖縄は本土の捨て石になり、地上戦を経験したにもかかわらず、米国軍基地があるがゆえに今だに痛まし事故や事件が多発している。

「国防のため」新たな自衛隊基地の配備「日米地位協定」等々種々な問題が山積

私達県民は、日本政治の在り方に疑問や不満があつる毎日である。子や孫達の為にも平和で基地のない日本を望んでいる。

ロシアのウクライナ侵攻が一日も早く終わり、世界が戦争のない平和な世の中になることを祈念している。沖縄県那覇市主婦 76 才

その軍隊を駐留させ、これに必要な基地を提供しまたその施設等の平穩を保護しなければならぬ国際法上の義務を負担することは当然であるとしても、前記のように合衆国軍隊の駐留が憲法第九条第二項前段に違反し許すべからざるものである以上、合衆国軍隊の施設又は区域内の平穩に関する法益が一般国民の同種法益と同様の刑事上、民事上の保護を受けることは格別、特に後者以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何等存在しないところであるから、国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもつて臨む刑事特別法第二条の規定は、前に指摘したように何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法第三十一条に違反し無効なものといわなければならない。よつて、被告人等に対する各公訴事実は起訴状に明示せられた訴因としては罪とならないものであるから、刑事訴訟法第三百三十六条により被告人等に対しいずれも無罪の言渡をすることとし、主文のとおり判決する。（裁判官 伊達秋雄 清水春三 松本一郎）